

成年後見申立ての説明書

この説明書は、成年後見等の申立てを考えている方のために、制度の説明、申立ての手続、必要な書類、手續の流れ、成年後見人等の役割などについてまとめたものです。申立てをする際は、この説明書を良く読んでから準備をしてください。

札幌家庭裁判所後見センター

(平成24年10月版)

目 次

後見申立手前に知っておく5つのポイント！	1ページ
成年後見事件の流れ	2ページ
申立て準備の流れ・注意事項	3ページ
成年後見制度ご利用の手引き	4ページ
第1 成年後見制度について	4ページ
1 成年後見制度とは？	4ページ
2 後見とは？	4ページ
3 保佐とは？	5ページ
4 補助とは？	6ページ
5 任意後見制度について	6ページ
第2 審判申立手続について	7ページ
1 申立てができる人	7ページ
2 申立て先	7ページ
3 申立ての必要な書類・費用	7ページ
4 申立ての受付	8ページ
5 審理手続	9ページ
6 留意点	9ページ
第3 本人の資格制限について	10ページ
第4 後見等監督について	10ページ
1 後見等監督とは？	10ページ
2 不正行為	10ページ
第5 後見人等の仕事が終わるとき	10ページ
1 本人が死亡したとき	11ページ
2 後見人等の辞任	11ページ
申立てに必要な書類	12ページ
申立てに必要な費用	13ページ
申立てに必要な本人の財産関係資料	14ページ
「コピーの取り方」について	15ページ
「登記されていないことの証明書」の申請	16ページ

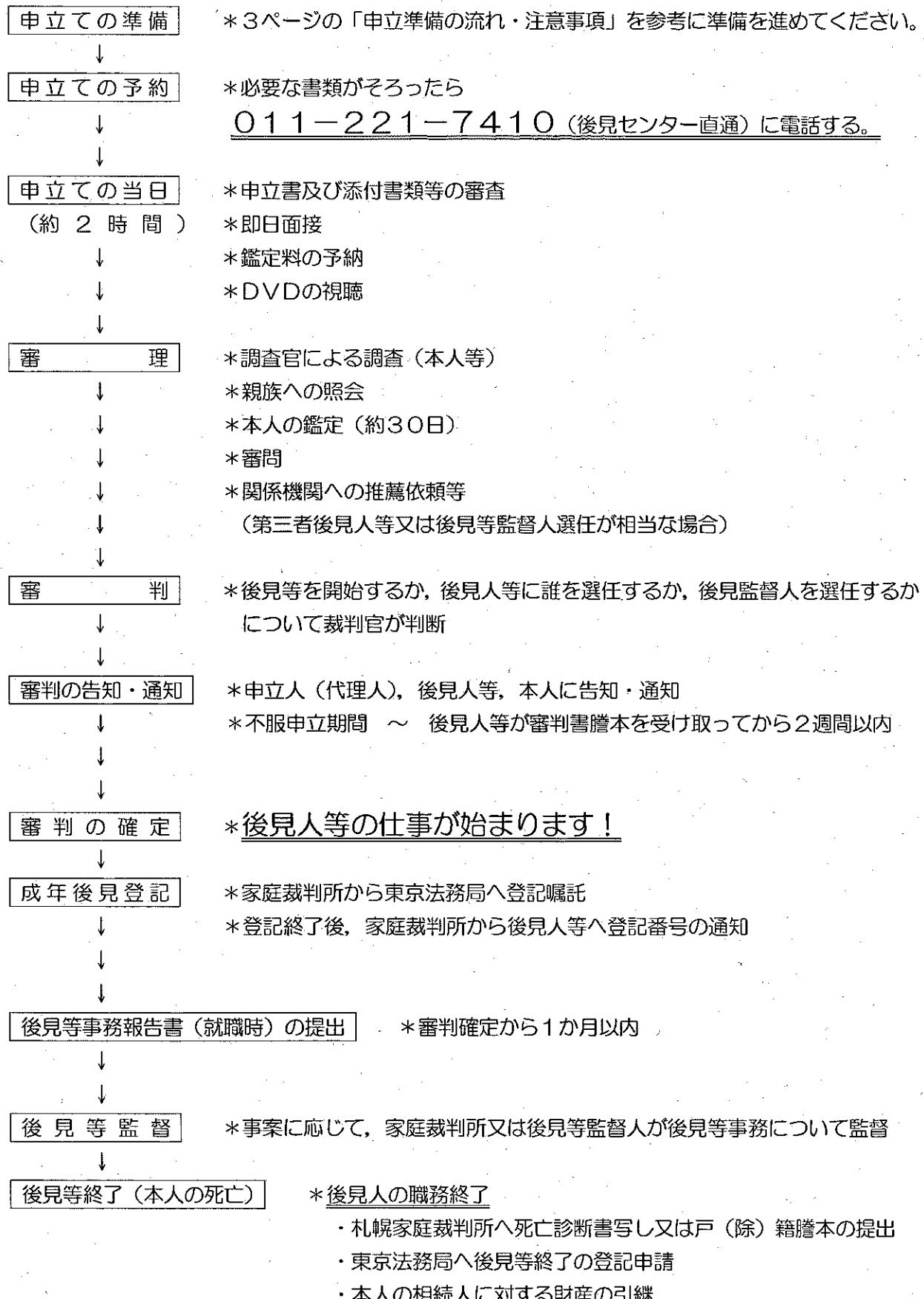
《記載例》 後見開始申立書、保佐開始申立書、補助開始申立書

注意 後見申立前に知っておく5つのポイント！

(※ 基本的に、保佐・補助も同様です)

- * 本人の財産を投機的に運用すること、後見人自身のために使用すること、親族などに贈与・貸付をすることは、原則として認められません。
 - ※ 法定後見制度の後見人は、本人の財産を適切に維持し管理する義務があります。
- * 後見人が本人の財産を不適切に管理した場合は、後見人を解任されるほか、民事責任（損害賠償請求等）や刑事責任（業務上横領罪等）を問われることもあります。
- * 後見の職務は、「本人の死亡」又は「本人の判断能力の回復」まで終了しません。
 - ※ 当初の目的が終了しても、後見人の業務は終わりません。
 - ※ 後見人が病気等で継続できなくなった場合は、後見人の辞任・選任の申立をしてもらい、新たな後見人を選びます。
- * 後見人は、家庭裁判所又は後見監督人の監督を受けます。
 - ※ 裁判所又は後見監督人から求められた場合、本人の収支表や財産目録と裏付け資料（コピー）を添付して財産内容の報告をする法的義務があります。
- * 申立人が希望した人（候補者）が後見人に選任されるとは限りません。
 - ※ 専門職（弁護士・司法書士等）の後見人や後見監督人が選任される場合もあり、そのときは、本人の財産の中から、後見人や後見監督人の報酬を支払うことになります。
 - ※ 後見人は、本人のために財産管理を行い、親族の希望に沿った財産管理が行われるとは限りません。
 - ※ 本人が死亡すると後見人の職務は終了し、後見人は相続人に対して2ヶ月以内に本人財産の収支を計算し、財産を引き継ぐ法的義務があります。なお後見人の職務に本人の遺産分割は含まれません。

成年後見事件の手続の流れ



申立て準備の流れ・注意事項

申立ての準備をするときは、以下の手順を参考にしてください。なお、以下の手順はあくまでも参考ですので、ケースによっては、これと異なる場合もあります。

- ① 成年後見制度ご利用の手引きを読む（4ページ）
- ② 診断書・同附票の作成を医師に依頼する
 - ※ 主治医・精神科医に作成を依頼するのが一般的ですが、それ以外の医師でも構いません。
- ③ 戸籍謄本・住民票を取得する
 - ※ 申立てに必要な書類を12ページで確認してください。
 - ※ 申立人と本人が同一戸籍の場合（夫婦・親子）は、1通で足ります。
 - ※ 本人の戸籍謄本が横書き（全部事項証明書）の場合は、更に、「改製原戸籍」を取得してください。
- ④ 法務局で本人の「登記されていないことの証明書」を取得する
 - ※ 証明書を取得する際に上記③で取得した戸籍等を必要とした場合は、必ず、「原本還付（げんぱんかんぷ）」を受けてください。
- ⑤ 診断書の内容を確認する
 - ※ 診断書の「3 判断能力判定についての意見」欄を確認してください。

- | | |
|------------------------------------|---|
| 1番上の□にチェックがある場合 → 後見開始の申立てを準備 | 保佐開始又は補助開始を申し立てる場合は、申立てに必要な書類を再度確認してください。 |
| 2番目の□にチェックがある場合 → 保佐開始の申立てを準備 | |
| ＊「代理権付の付与」の申立てをする場合は、本人の同意が必要です。 | |
| 3番目の□にチェックがある場合 → 補助開始の申立てを準備 | |
| ＊ 申立てには本人の同意が必要です。 | |
| ＊ 「代理権の付与」、「同意を要する行為の定め」の申立てが必要です。 | |

- ⑥ 申立書・申立書附票を作成する
 - ※ 保佐開始で「代理権の付与」の申立てをする場合は、本人の同意が必要です。
 - ※ 補助開始で本人以外が申し立てる場合は、本人の同意が必要です。また、「代理行為目録」「同意行為目録」の少なくとも一方に本人の署名押印が必要です。
- ⑦ 後見予算表を作成する
 - ※ 定期的な収入・支出に関する資料のコピーを取る。
- ⑧ 財産目録を作成する
 - ※ 「申立てに必要な本人の財産関係の資料」（14ページ）と「コピーの取り方」（15ページ）を読み、財産に関する資料を準備する。
 - ※ 資料（コピー）は左上部をホチキスで留め、財産目録記載の順に揃える。
- ⑨ 後見人等候補者身上書を作成する
- ⑩ 親族に同意書を作成してもらう
 - ※ 本人の推定相続人（未成年者、甥姪を除く）に作成してもらってください。
- ⑪ 書類の作成・必要な書類の取得が全て終了したら、後見センターへ電話等で申立ての予約をする

成年後見制度ご利用の手引き

第1 成年後見制度について

1 成年後見制度とは？

成年後見制度とは、認知症、知的障害、精神的疾患などにより、必ずしも判断能力が十分ではない方（本人）の権利や財産を守り、法律的に支援する制度です。

例えば、定期預金の解約、生命保険金の受領、不動産の売買などを行うには、その手続きによって、自分がどのような利益を受け、どのような不利益を被るかを十分理解する必要がありますが、本人は、そうした判断ができないか、援助が必要な状況にあります。そこで、本人の代わりに判断したり、本人を援助したりする人を決めるのがこの手続です。

したがって、本人の障害が身体的なものだけの場合や、本人が単なる浪費者であったり、性格に偏りがあるだけの場合などには、この制度を利用することはできません。また、本人を保護するための制度ですから、本人の財産を贈与したり、貸し付けたりすることは原則として認められません。

成年後見制度は、本人の判断能力の程度によって、次の3つの類型に分かれます。診断書の内容に対応する類型の申立てをご準備ください。

- * 後見～本人の判断能力が全くない又はほとんどない場合
- * 保佐～本人の判断能力が著しく不十分な場合
- * 補助～本人の判断能力が不十分な場合

2 後見とは？

- (1) 本人の判断能力が全くない又はほとんどない場合、つまり、簡単な計算もできず、日常的な買い物も自分ではできずに誰かに代わってやってもらう必要がある場合は、後見の類型に該当します。
- (2) 本人の判断能力の程度が後見に該当する場合、家庭裁判所は、「後見開始」の申立てにもとづき、後見開始の審判と同時に、職権で「成年後見人」を選任します。成年後見人は、本人の身上監護（介護サービス利用契約、診療契約、施設の入退所契約など）や財産管理（預金の出入れ、不動産の管理・処

分など)について、代理権が付与されます。

なお、成年後見人になったからといって、本人の財産が成年後見人のものになるわけではありません。あくまでも、本人の利益を守る法的な責任から、本人の不利益になるような行為(財産の名義変更、本人名での新たな借入・担保提供等)は、特別なご事情がない限りは、原則、認められません。

3 保佐とは?

- (1) 本人の判断能力が著しく不十分な場合、つまり、日常的な買い物程度は単独でできるが、不動産の売買、金銭の貸し借り、相続問題などの大きな取引や重要な行為について常に援助が必要であるという場合は、保佐の類型に該当します。
- (2) 本人の判断能力の程度が保佐に該当する場合、家庭裁判所は、「保佐開始」の申立てにもとづき、保佐開始の審判と同時に、職権で「保佐人」を選任します。保佐人は、民法第13条1項に定める行為について「同意権・取消権」が付与されます。

「同意権・取消権」とは、本人が法律行為を行う際に保佐人の同意が必要となり、保佐人の同意を得ないで行った行為については、あとから保佐人が取り消せるという権利です。(ただし、日用品の購入は、取消権の範囲に含まれません)。

主な行為は以下のとおりです。

《民法13条1項に定める法律行為》

- 1 貸金の元本の返済を受けること
- 2 金銭を借り入れたり、保証人になること
- 3 不動産をはじめとする重要な財産について、手に入れたり、手放したりすること
- 4 民事訴訟で原告となる訴訟行為をすること
- 5 贈与すること、和解・仲裁契約をすること
- 6 相続の承認・放棄をしたり、遺産分割をすること
- 7 贈与・遺贈を拒絶したり、不利な条件がついた贈与や遺贈を受けること
- 8 新築・改築・増築や大修繕をすること
- 9 一定の期間を超える賃貸借契約をすること

- (3) もし、本人に代わって特定の手続きを行う必要がある場合は、「代理権の付与」の申立てをする必要があります。ただし、代理権付与のためには、本

人の同意が必要です。

- (4) 民法第13条1項に定める行為以外に、同意権、取消権の行使が必要となる場合は、「保佐人の同意を要する行為の定め」の申立てをすることができます。

4 補助とは？

- (1) 本人の判断能力が不十分な場合、つまり、財産の管理、処分は一応独立できるが、重要な財産行為は、本人の利益のため、誰かに援助してもらったほうがよい場合は、補助の類型に該当します。
- (2) 本人の判断能力の程度が補助に該当する場合、家庭裁判所は、「補助開始」の申立てにもとづき、補助開始の審判と同時に、職権で「補助人」を選任します。ただし、後見開始、保佐開始と異なり、「補助開始」の申立てには、本人の同意が必要です。
- (3) 補助人には、後見や保佐とは違って、自動的に同意権や代理権が付与されるわけではありません。必ず「補助人の同意を要する行為の定め」又は「代理権の付与」を同時に申し立てなければなりません。「補助人の同意を要する行為の定め」は、民法第13条1項に定める行為の一部に限られます。「代理権の付与」は、保佐の場合と同様です。

なお、これら同意権・代理権の内容についても、すべて、本人の同意が必要です。

5 任意後見制度について

任意後見制度とは、本人の判断能力があるうちに、将来、判断能力が不十分な状態になることに備え、本人が予め公正証書を作成して結んでおいた任意後見契約に従い、本人の判断能力が不十分になったときに任意後見人が本人を援助する制度です。家庭裁判所が任意後見監督人を選任したときから、その契約の効力が生じます。

任意後見制度の詳しい内容や手続方法・費用等については、お近くの公証役場で確認してください。

* 札幌大通公証役場
札幌市中央区大通西4丁目1 道銀ビル10階
電話番号 011-241-4267

* 札幌中公証役場
札幌市中央区大通西11丁目4 登記センタービル5階
電話番号 011-271-4977

第2 審判申立手続について

1 申立てができる人

申立てをすることができる人は、本人、配偶者、4親等以内の親族、任意後見人、成年後見監督人等、市町村長、検察官です。

《4親等以内の親族》

子・孫・曾孫・曾孫の子・親・祖父母・曾祖父母・曾祖父母の父母・兄弟姉妹
おじ・おば・甥・姪・いとこ・配偶者の親・配偶者の祖父母・配偶者の曾祖父母
配偶者の子・配偶者の孫・配偶者の曾孫・配偶者の兄弟姉妹・配偶者の甥姪
配偶者のおじ・おば

なお、自分一人で申立てや手続を進めていく方に不安を感じる方には、弁護士や司法書士に相談することをお勧めします。

2 申立て先

ご本人の住所地の家庭裁判所（生活の本拠があればよく、住民票上の住所でなくとも差し支えありません。）

3 申立てに必要な書類・費用

(1) 「申立てに必要な書類」(12ページ)と「申立てに必要な費用」(13ページ)をご覧ください。

(2) 審理にあたり、今後、後見人等が責任を持つことになるご本人の財産内容を明らかにしていただく必要があります。財産の中には、後見開始後に予定されている遺産分割や損害賠償金・保険金等の受領の内容も含まれます。したがって、申立ての際には、「財産目録」を作成し、財産関係の資料一式のコピーを併せてご提出していただきます。

具体的には、「申立てに必要なご本人の財産関係の資料」(14ページ)、「コピーの取り方」(15ページ)を参照してください。

4 申立ての受付

- (1) 札幌家庭裁判所では、後見等開始事件の受付については、予約制になっています。
- (2) 申立書や付票への記載及び提出すべき書類の準備がすべて終了した後、電話等で申立日時を予約してください。

電話番号 011-221-7410 後見センター（直通）

予約電話受付時間 平日 午前 9:00~12:00

午後 1:00~ 5:00

予約（申立）日には、申立書等の審査後、申立人及び候補者から詳しい直接お話を聴きすることになりますので、申立人及び候補者のご都合の良い日をいくつかご用意いただいた上、ご連絡をお願いいたします。

本人は、健康状態を最優先に考えていただき、無理をなさらないでください。また、付き添われた親族の方は、同席できない場合があります。

(3) 電話受付の方法

- ① 「申立ての予約をお願いします。」とお話し下さい。
 - ② 予約受付担当者から、申立人等の氏名や資料等の準備状況などについて確認を行います。
 - ③ 先約等により、第1希望日に予約ができない場合もありますので、希望日をいくつかご準備ください。
 - ④ 予約後、やむを得ない事情が生じて予約を変更又は取り消したいときは、速やかに、後見センター受付係あてご連絡ください。
- (4) 予約（申立）日の当日は、10分前までにおいでください。遅れた場合は、申立人及び候補者からの事情聴取が後日となり、再度おいでいただく場合もあります。また、提出すべき書類が不十分な場合には、その日に受付ができないこともあります。

当日は、提出していただく財産関係の資料一式（コピー）について、原本と照合しますので、必ず原本を持参してください。

申立書等の審査終了後、別室で、申立人及び候補者から、直接、詳しい話をお聴きしますので、予約(申立)日には、2時間程度ご予定ください。

5 審理手続

(1) 後見人等は、関係者等の意見を聴いた上で、最も適任と思われる方を家庭裁判所が選任します。したがって、候補者が選任されるとは限られず、弁護士や司法書士、社会福祉士などの専門職が選任されることもあります。

また、家庭裁判所が必要と認めれば、後見等監督人を選任する場合もあります。

(2) 後見人等又は後見等監督人に専門家が選ばれた場合には、その報酬は、ご本人の財産の中から支払われます。

(3) (1)及び(2)の決定に対しては、不服の申立てをすることはできません。

(4) 後見開始または保佐開始の申立てでは、原則として、家庭裁判所が判断するための資料として、本人の精神状況について鑑定を実施します。

「鑑定」を行う場合は、鑑定費用として、診断書とともに主治医に書いていただく「診断書附票」の2(1)に記載された金額を収めていただく必要がありますので、申立当日に、その金額の現金をご準備ください。鑑定費用が納められた後、家庭裁判所から医師に直接依頼して実施します。

なお、申立書等の審査の結果、例外として、「鑑定」が不要な場合もあります。

(5) 後見人等に選任されると、1か月以内に、最初の事務報告書とともに、本人の財産の内容を一覧表にした「財産目録」を提出しなければなりません。

6 留意点

(1) これまでに、後見人等候補者自身又はその親族が、本人との間で訴訟や調停をしたことがある場合は、必ず申告してください。

(2) 後見人等の職務は、本人の判断能力が回復するか本人が死亡するまで続きます。申立てのきっかけとなった手続きが終了しても、後見人等の役目が終わるわけではありません。

また、後見人等を辞めるには、家庭裁判所の許可が必要になると同時に、後任の後見人等を選ぶための申立てをしなければなりません。

第3 本人の資格制限について（パンフレット「成年後見制度一詳しく知っていた だくためにー」1ページ参照）

後見開始又は保佐開始の審判がなされると、本人は、次のような資格を失います。（補助開始における本人には、資格制限がありません。）

《資格等の制限》

- (1) 選挙権・被選挙権の喪失・・・成年被後見人のみ
- (2) 印鑑登録を受けることができない・・・成年被後見人のみ
- (3) 公務員等の就職資格の喪失・・・成年被後見人及び被保佐人
- (4) 専門資格の喪失・・・成年被後見人及び被保佐人
 - 例) 医師・弁護士・司法書士・行政書士・公認会計士・税理士・歯科
技師、薬剤師・建築士・社会福祉士・介護福祉士・精神保健福祉
士・宅地建物取引主任者など
- (5) 株式会社の取締役等の制限
- (6) 営業資格の喪失・・・成年被後見人及び被保佐人
 - 例) 風俗営業・古物営業・警備業・薬局営業など

第4 後見等監督について

1 後見等監督とは？

- (1) 家庭裁判所は、後見人、保佐人、補助人が、適正に職務を行っているかどうかについて監督を行い、これを家庭裁判所による「後見等監督」といいます。
- (2) 家庭裁判所又は後見等監督人から、後見人等の職務内容の報告を求められたときには、事務報告書及び財産目録を作成し、通帳や預金証書、生命保険の保険証券など、財産関係の資料のコピーを提出しなければなりません。

2 不正行為

本人の財産を勝手に借用したり贈与したりすると、不正行為として、後見人等を解任された上、損害を賠償していただきます。また、悪質な場合は、業務上横領等により刑事事件として処罰されることもあります。

第5 後見人等の仕事が終わるとき

一度、成年後見人等に選任されると、「本人の判断能力の回復」又は「本人

の死亡」まで、後見人等の仕事は終了しません。

1 本人が死亡したとき

本人が死亡した場合には、後見等が終了します。速やかに、札幌家庭裁判所後見センターに連絡し、その指示に従ってください。

2 後見人等の辞任

後見人等は、病気などのやむを得ない事情がある場合は、家庭裁判所の許可を得て辞任することができます。ただし、後見人が辞任しても本人の後見等は終了せず、新たな後見人等を選任する必要がありますから、後見人等には、「後見人等辞任許可の申立て」と併せて、「後見人等選任の申立て」をしていただくことになります。

申立てに必要な書類

申立書関係

- ◆ 申立書
- ◆ 申立書附票
- ◆ 財産目録（後見予算表を含む）
- ◆ 後見人等候補者身上書
- ◆ 親族同意書（※本人の推定相続人（ただし、未成年者、甥姪を除く）の親族について、可能な限りもらってください。）

※ 代理行為目録

本人以外の人が保佐開始又は補助開始を申し立てる場合は、「本人の署名押印欄」に本人の署名押印を受けてください。

※ 同意行為目録

本人以外の人が補助開始を申し立てる場合は、「本人の署名押印欄」に本人の署名押印を受けてください。

申立人関係

- ◆ 戸籍謄本（又は戸籍全部事項証明書）
- ◆ 住民票（又は戸籍附票）

本人関係

- ◆ 戸籍謄本
 - ※ 全部事項証明書が交付される場合は、改製原戸籍も必要です。
- ◆ 住民票（又は戸籍附票）
- ◆ 登記されていないことの証明書
 - ※ 16ページの「登記されていないことの証明書の申請」を参照してください。
- ◆ 診断書・診断書附票
 - ※ 医師に、診断書、診断書附票を作成してもらってください。

候補者関係

- ◆ 住民票（記載事項に省略のないもの）
 - ※ 申立人が候補者の場合は1通で足ります。

申立てに必要な費用

収入印紙 800円分（申立て手数料）

※ 保佐又は補助の場合には、別途の費用が必要になる場合があります。

収入印紙 2600円分（登記手数料）

郵便切手 3140円分

【内訳】 1000円×1枚, 200円×3枚, 100円×2枚, 80円×15枚
20円×2枚, 10円×10枚

※ 保佐又は補助の場合には、1040円分（1000円×1枚, 20円×2枚）加算

鑑定料 概ね5万円以下

※ 診断書附票に記載されている医師の鑑定費用金額を、申立て時に持参してください。

収入印紙、郵便切手は、札幌家庭裁判所地下1階の売店でも
購入することができます。

申立てに必要な本人の財産関係資料

[*1及び*2についてのみ原本を提出]

定期的な収入

- ◆ 年金の振込通知書（※公的年金等の源泉徴収票及び直近の年金証書でも可）
- ◆ 不動産収入等がある場合は、直近の確定申告書及び収支内訳書写し

定期的な支出

- ◆ 入院費、施設費の領収書（※直近3か月分～おむつ代等を含む）
- ◆ 医療費及び介護費用等の領収書
- ◆ 道・市民税の通知書（※ない場合は、納税証明書又は再発行）
- ◆ 固定資産税の通知書
- ◆ （後期高齢者）健康保険料の通知書
- ◆ 介護保険料の通知書
- ◆ 家賃の領収書（本人名義で借りている場合）
- ◆ その他恒常的な支出に関する領収書

預 貯 金

- ◆ 本人名義の通帳の全部（※残高証明書だけでは不可、3か月以内に通帳を更新している場合は、更新前のものも必要）
- ◆ 定期預金などの証書
- ◆ 証券会社からの通知書

生 命 保 険

- ◆ 本人が契約者となっている保険契約の証書、証券（※必ず、両面をコピー）

不 動 産

- ◆ 法務局の登記簿謄本（*1）又は登記事項証明書（*2）
※権利証だけでは不可、抵当権が設定されている場合は、共同担保目録も必要
- ◆ 固定資産税の通知書のうち、資産の内訳ページ（※ない場合は、市町村役場の固定資産評価証明書）

負 債

- ◆ 住宅ローンの償還表
- ◆ サラ金等の督促状、残高証明書

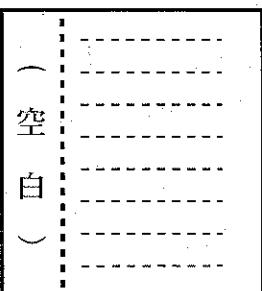
そ の 他

- ◆ 株式の保護預かり通知書等
- ◆ 本人が相続権を有する相続財産関係資料（被相続人名義のもの）（※預貯金、生命保険、不動産、負債などすべて）

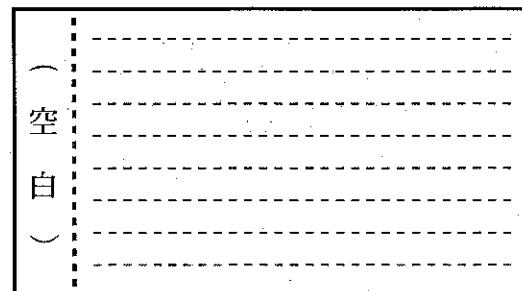
コピ－の取り方

- 1 用紙はA4判（今お読みいただいている用紙のサイズです）にコピーしてください。どうしても入りきらないときは、A3判又はB4判でも可です。
- 2 裁判所の記録は「A4判縦、横書き」で、「左とじ」です。したがって、コピーをしていただく際は、A4用紙を縦にしたときに、その左側に2センチ程度の空白（とじしろ）ができるようにしてください。

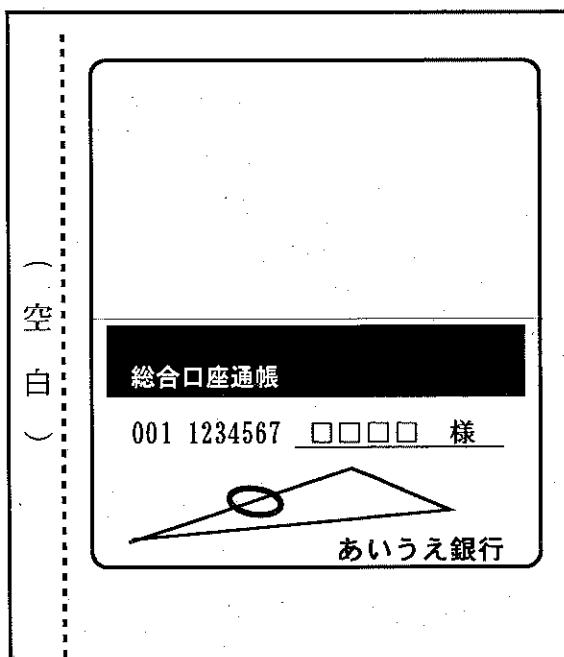
2cm A4判



2cm A3判



- 3 預貯金通帳のコピーを取るときは、次の部分をコピーしてください。
- ア 表紙（金融機関名、通帳の種類、店番号、口座番号、口座の名義人の氏名などの記載があります）
 - イ 表紙をめくってすぐの見開きページ（口座番号、取扱支店名などの記載があります）
 - ウ 提出日のなるべく直前に記帳した上、記帳されている全部のページ。なお、3か月以内に通帳を更新している場合は、更新前の通帳の全ページも必要です。



ア 表紙のコピー例

10-10-10	国民年金		28,583	¥ —
10-10-10	厚生年金		231,000	¥ —
10-10-10	電気料	3,000		¥ —

ウ 記帳のあるページのコピー例

- 4 保険証券など裏表両面に記載があるものは、両面ともコピーしてください。
- 5 複数の領収書等を1枚の用紙にコピーするときは、種類ごとにまとめてください

「登記されていないことの証明書」の申請

① 札幌法務局（窓口で交付）

〒060-0808 札幌市北区北8条西2丁目1番1

(札幌第1合同庁舎1階(印紙販売)・2階(証明書発行))

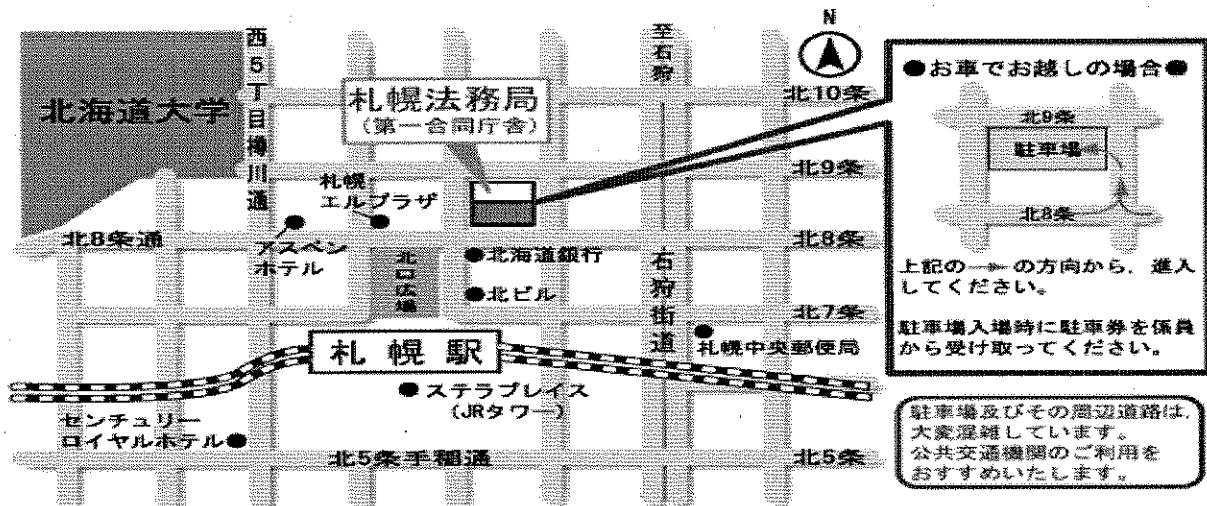
電話：011-709-2311(代表)

交通手段 1 地下鉄南北線「さっぽろ」(出口1利用) 下車、徒歩8分

2 地下鉄東豊線「さっぽろ」(出口17利用) 下車、徒歩10分

3 JR「札幌」駅(北口利用) 下車、徒歩5分

北海道銀行札幌駅北口支店 北側



上記地図は札幌法務局ホームページより転載

② 東京法務局（郵送で取寄せ）

〒102-0074 東京都千代田区九段南1-1-15 九段第2合同庁舎

東京法務局民事行政部後見登録課

(電話 03-5213-1360)

〈注意！〉

- ① 証明書を申請するときには、申請者と本人の関係が分かる戸籍等が必要な場合がありますので、事前に、法務局に電話等で確認してください。
- ② 「本人について、成年被後見人、被保佐人、被補助人、任意後見契約の本人とする記録がないことの証明書」を申請してください。
- ③ 証明書の申請に関する質問等は、直接、法務局へお問い合わせください。

後見・保佐・補助開始申立書

記載例

収入印紙	円	
予納郵便切手	円	
予納収入印紙	円	

(この欄に収入印紙をはる。)

(はった印紙に押印しないでください。)

準印頭 関連事件番号平成 年(家)第 号

札幌家庭裁判所 御中
申立人
署名押印
又は記名押印

後見一郎



添付書類

申立人	本籍	北海道 札幌市○○区○○丁目○番地		
	住所	〒□□□-□□□□ 札幌市○○区○条○丁目○番○-○○○号	電話 (△△△-△△△-△△△△△)	
	別名	コウ 后 見 一 郎	大正 昭和 平成 ☆☆年 ☆月 ☆☆日 生	
	職業	会社員・自営業・無職 その他 ()	勤務先 株○○○○○ ○○市○条○丁目○番○号	電話 (△△△-△△△-△△△△△)
	本人との関係	1 配偶者 2 父母 3 子 (長男) 5 その他 ()	4 兄弟姉妹甥姪おじおば	

本人	本籍	申立人と同じ 都道府県	
	住民票の住所	申立人と同じ 〒 -	電話 ()
	施設・病院名等 施設・病院の入所先	札幌後見病院 〒□□□-□□□□ 札幌市○区○条○丁目○○番○○号	電話 (△△△-△△△-△△△△△)
	別名	コウ 后 見 太 郎	大正 昭和 平成 ☆年 ☆月 ☆☆日 生
	成年後見人と等同候補者	住所 〒 -	電話 (- - -)

成年後見人と等同候補者	別名		昭和 平成 年 月 日 生	
	職業	会社員・自営業・無職 その他 ()	勤務先	電話 (- - -)
	本人との関係	1 配偶者 2 父母 3 子 () 5 その他 ()	4 兄弟姉妹甥姪おじおば	

* 申立人と成年後見人等候補者が同一の場合は、□にチェックをしてください。その場合は、成年後見人等候補者欄の記載は省略して構いません。

記載例

申立の趣旨	<p>●診断書から 1.2.3いずれか を○で囲んでく ださい。</p> <p>→ ●保佐申立ての場 合は必要とする場 合に限り、当てはま る番号 ((1)(2)) も ○で囲んでください。</p> <p>→ ●補助申立ての場 合は必ず当てはま る番号 ((1)(2)) を ○で囲んでください。</p>	<p>① 本人について後見を開始するとの審判を求める。</p> <p>② 本人について保佐を開始するとの審判を求める。</p> <p>(1) 本人のために別紙代理行為目録記載の行為について保佐人に代理権を付与するとの審判を求める。</p> <p>(2) 本人が別紙同意を要する行為目録記載の行為（日用品の購入その他日常生活に関する行為を除く。）をするにも、その保佐人の同意を得なければならないとの審判を求める。</p> <p>③ 本人について補助を開始するとの審判を求める。</p> <p>(1) 本人のために別紙代理行為目録記載の行為について補助人に代理権を付与するとの審判を求める。</p> <p>(2) 本人が別紙同意行為目録記載の行為（日用品の購入その他日常生活に関する行為を除く。）をするには、その補助人の同意を得なければならないとの審判を求める。</p>
	申立ての動機※ (複数選択可)	<p>① 預貯金等の払い戻し・解約のため 5 遺産分割協議のため</p> <p>② 保険金、年金の請求・受領のため 6 施設入所又は福祉サービス契約のため</p> <p>3 不動産の処分のため 7 本人の財産管理のため (□売却□賃貸借□抵当権設定)</p> <p>4 裁判手続きのため 8 不要な売買契約等の被害防止のため (□訴訟□調停□相続放棄□破産)</p> <p>9 その他 []</p>
	上記動機に ついて具体 的に記入し てください。	<p>本人は、平成12年に勤めていた会社をやめ、申立人と自宅で生活していま したが、平成18年9月頃に脳梗塞を発症し、○○病院に入院しました。 一度は回復して自宅で療養していましたが、平成19年4月に2度目の脳梗塞 を発症し、現在は申立書記載の病院に入院しています。</p> <p>この度、満期になった定期預金を解約して本人の入院費に充てようと考え、 本人の預金を下ろすために●●銀行にいったところ、銀行員から、後見人にな らないと解約も預金の支払いもできませんと言われてしまい、後見人を選ぶ必 要が生じましたので、この申立てをします。</p> <p>なお、候補者は本人の面倒を見てきており、事情を知っている申立人としま す。</p>

※ 該当する番号を○で囲んでください。

記載例

申立の趣旨	<p>●診断書から 1. 2. 3いずれか を○で囲んでく ださい。</p> <p>→ ●保佐申立ての場 合は必要とする場 合に限り、当てはま る番号 ((1) (2)) も ○で囲んでください。</p> <p>→ ●補助申立ての場 合は必ず当てはま る番号 ((1) (2)) を ○で囲んでください。</p>	<p>1 本人について後見を開始するとの審判を求める</p> <p>2 本人について保佐を開始するとの審判を求める</p> <p>(1) 本人のために別紙代理行為目録記載の行為について保佐人に<u>代理権を付与するとの審判</u>を求める。</p> <p>(2) 本人が別紙同意を要する行為目録記載の行為（日用品の購入その他日常生活に関する行為を除く。）をするにも、その保佐人の<u>同意を得なければならないとの審判</u>を求める。</p> <p>3 本人について補助を開始するとの審判を求める。</p> <p>(1) 本人のために別紙代理行為目録記載の行為について補助人に<u>代理権を付与するとの審判</u>を求める。</p> <p>(2) 本人が別紙同意行為目録記載の行為（日用品の購入その他日常生活に関する行為を除く。）をするには、その補助人の<u>同意を得なければならないとの審判</u>を求める。</p>
申立	申立ての動機※ (複数選択可)	<p>1 預貯金等の払い戻し・解約のため 5 遺産分割協議のため</p> <p>2 保険金、年金の請求・受領のため 6 施設入所又は福祉サービス契約のため</p> <p>③不動産の処分のため 7 本人の財産管理のため</p> <p><input checked="" type="checkbox"/>売却 <input type="checkbox"/>賃貸借 <input type="checkbox"/>抵当権設定 8 不要な売買契約等の被害防止のため</p> <p>4 裁判手続きのため 9 その他 []</p> <p>(□訴訟 □調停 □相続放棄 □破産)</p>
立てる の実情	上記動機について具体的に記入してください。	<p>本人は、平成10年に勤めていた会社をやめ、母と自宅で生活していましたが、平成17年11月に母が亡くなり、その頃から認知症と思われる症状が始まっています。最初は、同居していた申立人やその妻が世話をしていました。しかし、平成19年4月頃から症状が悪化し、現在は申立書記載の病院に入院していますが、来月からグループホームに入所する予定となっています。この度、本人の症状の回復の見込みもなく、自宅に戻る可能性も低いことから、本人名義である土地と建物を売却し本人の施設費に充てようと考え、不動産会社に相談しにいったところ、不動産会社の従業員から、後見人にならないと売買はできませんと言われてしまい、後見人を選ぶ必要が生じましたので申し立てします。</p> <p>なお、候補者は長男であり、事情を知っている申立人とします。</p>

※ 該当する番号を○で囲んでください。

受付印

後見・保佐・補助開始申立書

記載例

収入印紙	円
予納郵便切手	円
予納収入印紙	円

(この欄に収入印紙をはる。)

(はった印紙に押印しないでください。)

準口頭 関連事件番号平成 年(家) 第 号

札幌家庭裁判所 御中
平成〇〇年〇〇月〇〇日

の印押人立名記又は署申

保 佐 一 郎



添付書類

申立人	本籍	北海道 札幌市○○区○○丁目○番地				
	住所	〒□□□-□□□		電話 (△△△-△△△-△△△△△)		
	札幌市○○区○条○丁目○番○一○○○号				(方)	
	別がな 氏名	木保 サイチ ロウ郎		大正 昭和 平成	☆☆年 ☆月 ☆☆日 生	
	職業	会社員・自営業・無職 その他 ()	勤務先 株式会社	電話 (△△△-△△△-△△△△△)		
本人との関係	1 配偶者 2 父母 3 子 (長男) 4 兄弟姉妹甥姪おじおば 5 その他 ()					
本人	本籍	□ 申立人と同じ 都道府県 ××郡××町××字×××番地				
	住民票の住所	□ 申立人と同じ 〒×××-×××		電話 (△△△-△△△-△△△△△)		
	札幌市××区××条×丁目×番×××号				(方)	
	施設・ 病院の入所先	施設・病院名等 <input checked="" type="checkbox"/> 入所等していない		電話 (- - -)		
		〒□□□-□□□				
別がな 氏名	木保 サイタ ロウ郎		男女	大正 昭和 平成	☆年 ☆月 ☆☆日 生	
成年申立見人と同様補足	住所	〒 - - -		電話 (- - -)		
	別がな 氏名			昭和 平成	年 月 日 生	
	職業	会社員・自営業・無職 その他 ()	勤務先	電話 (- - -)		
	本人との関係	1 配偶者 2 父母 3 子 () 4 兄弟姉妹甥姪おじおば 5 その他 ()				
						(方)

※ 申立人と成年後見人等候補者が同一の場合は、□にチェックをしてください。その場合は、成年後見人等候補者欄の記載は省略して構いません。

記載例

申立の趣旨	<p>●診断書から1.2.3いずれかを○で囲んでください。</p> <p>→ ●保佐申立ての場合には必要とする場合に限り、当てはまる番号((1)(2))も○で囲んでください。</p> <p>●補助申立ての場合には必ず当てはまる番号((1)(2))を○で囲んでください。</p>	<p>1 本人について後見を開始するとの審判を求める。</p> <p>2 本人について保佐を開始するとの審判を求める。</p> <p>(1) 本人のために別紙代理行為目録記載の行為について保佐人に代理権を付与するとの審判を求める。</p> <p>(2) 本人が別紙同意を要する行為目録記載の行為（日用品の購入その他日常生活に関する行為を除く。）をするにも、その保佐人の同意を得なければならないとの審判を求める。</p> <p>3 本人について補助を開始するとの審判を求める。</p> <p>(1) 本人のために別紙代理行為目録記載の行為について補助人に代理権を付与するとの審判を求める。</p> <p>(2) 本人が別紙同意行為目録記載の行為（日用品の購入その他日常生活に関する行為を除く。）をするには、その補助人の同意を得なければならないとの審判を求める。</p>
	申立ての動機※ (複数選択可)	<p>①預貯金等の払い戻し・解約のため ⑤遺産分割協議のため ②保険金、年金の請求・受領のため ⑥施設入所又は福祉サービス契約のため ③不動産の処分のため ⑦本人の財産管理のため 〔□売却□賃貸借□抵当権設定〕 ⑧不要な売買契約等の被害防止のため ④裁判手続きのため ⑨その他 〔□訴訟□調停□相続放棄□破産〕</p>
	上記動機について具体的に記入してください。	<p>本人は、平成10年に勤めていた会社をやめ、申立人の母である妻と自宅で生活していましたが、平成17年11月に母が亡くなり、その頃から認知症と思われる症状が出始めました。</p> <p>この度、申立人が本人の自宅を訪れたところ、テーブルの上に必要のないと思われる器具購入の契約書が置いてあるのを発見しました。</p> <p>また、最近は物忘れが激しくなり、本人の通帳や実印のしまい場所を忘れしまったり、一人で銀行に行ってお金をおろしたり、買い物に行ってもお釣りの計算ができなくなっていました。</p> <p>そこで、今後訪問販売等の被害防止のため、また本人の財産管理のため、保佐人を選ぶ必要が生じましたので、申し立てします。</p> <p>なお、候補者は本人の面倒を見てきており、事情を知っている申立人とします。</p>

※ 該当する番号を○で囲んでください。

受付印

後見・保佐・補助開始申立書

記載例

収入印紙	円	
予納郵便切手	円	
予納収入印紙	円	

(この欄に収入印紙をはる。)

(はった印紙に押印しないでください。)

準印頭 関連事件番号平成 年(家)第 号

札幌家庭裁判所	御中	申立人の 署名押印 又は記名押印	補助花子	補助印
平成〇〇年〇〇月〇〇日				

添付書類

申立人	本籍	北海道 府県	札幌市〇〇区〇〇丁目〇番地			
	住所	〒□□□-□□□			電話(△△△-△△△-△△△△△)	
	別荘 氏名	札幌市〇〇区〇条〇丁目〇番〇-〇〇〇号			(方)	
	職業	会社員・自営業・無職 その他()	勤務先	電話(△△△-△△△-△△△△△)		
	本人との関係	1配偶者 5その他()	2父母 本人	3子(長男)	4兄弟姉妹甥姪おじおば	
本人	本籍	<input checked="" type="checkbox"/> 申立人と同じ 都道府県				
	住民票の住所	<input checked="" type="checkbox"/> 申立人と同じ 〒	電話(- - -)			
	施設・病院名等 施設・病院の入所先	施設・病院名等 <input checked="" type="checkbox"/> 入所等していない 〒	電話(- - -)			
	別荘 氏名	赤補助花子	男(女)	大正 昭和 平成	☆年☆月☆☆日生	
	成年後見人と同様候補者	住所	〒△△△-△△△△			電話(□□□-□□□-□□□□)
	札幌市▽▽区▽条▽丁目▽番▽-▽▽▽号				(方)	
	別荘 氏名	赤補助一郎	男(女)	大正 昭和 平成	☆☆年☆☆月☆☆日生	
	職業	会社員・自営業・無職 その他()	勤務先	株○○○○	電話(□□□-□□□-□□□□)	
	本人との関係	1配偶者 5その他()	2父母 3子(長男)	4兄弟姉妹甥姪おじおば 札幌市×区×条×丁目×番×-×××号		

※ 申立人と成年後見人等候補者が同一の場合は、□にチェックをしてください。その場合は、成年後見人等候補者欄の記載は省略して構いません。

記載例

申立の趣旨	<p>●診断書から 1. 2. 3いずれか を○で囲んでく ださい。</p> <p>→ ●保佐申立ての場 合は必要とする場 合に限り、当てはま る番号 ((1) (2)) も ○で囲んでください。</p> <p>→ ●補助申立ての場 合は必ず当てはま る番号 ((1) (2)) を ○で囲んでください。</p>	<p>1 本人について後見を開始するとの審判を求める。</p> <p>2 本人について保佐を開始するとの審判を求める。</p> <p>(1) 本人のために別紙代理行為目録記載の行為について保佐人に<u>代理権を付与するとの審判</u>を求める。</p> <p>(2) 本人が別紙同意を要する行為目録記載の行為（日用品の購入その他日常生活に関する行為を除く。）をするにも、その保佐人の<u>同意を得なければならないとの審判</u>を求める。</p> <p>3 本人について補助を開始するとの審判を求める。</p> <p>(1) 本人のために別紙代理行為目録記載の行為について補助人に<u>代理権を付与するとの審判</u>を求める。</p> <p>(2) 本人が別紙同意行為目録記載の行為（日用品の購入その他日常生活に関する行為を除く。）をするには、その補助人の<u>同意を得なければならないとの審判</u>を求める。</p>
	申立ての動機※ (複数選択可)	<p>1 預貯金等の払い戻し・解約のため 5 遺産分割協議のため</p> <p>2 保険金、年金の請求・受領のため 6 施設入所又は福祉サービス契約のため</p> <p>3 不動産の処分のため 7 本人の財産管理のため</p> <p>(□売却□賃貸借□抵当権設定) 8 不要な売買契約等の被害防止のため</p> <p>4 裁判手続きのため 9 その他 []</p> <p>(□訴訟□調停□相続放棄□破産)</p>
	上記動機に ついて具体 的に記入し てください。	<p>私は、最近物忘れをするようになり、病院に行ったところ、年齢相応の認知証と診断されました。</p> <p>私は一人暮らしをしていますが、他人に物事を頼まれると最近断りにくく不安に陥ったりします。また、難しいことも面倒に感じられます。</p> <p>私は、住居を独居向きに改造を計画中です。その計画や契約について補助人に代理権を、また、不要な物品を購入しないように補助人に同意権を与えてもらいたいと思います。</p> <p>なお、候補者は本人の面倒をみてきており、事情を知っている長男とします。</p>

※ 該当する番号を○で囲んでください。